平成２１年（フ）第３０２号
岐阜県本巣郡北方町北方284番地の１
債務者　橋本　香織
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３２６号
岐阜県関市小瀬293番地10
債務者　堂下　大輔
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３８４号
岐阜県羽島市福寿町間島６丁目123番地ソフィアプレイス105号室
債務者　馬淵　浩幸
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３８７号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町３丁目68番地６
債務者　渡邉　博仁（旧姓深山）
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３９１号
岐阜市福光東３丁目10番15―301号コーポこやなぎ
債務者　高森　克彦
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
岐阜市福光東３丁目10番15―301号コーポこやなぎ
債務者　高森サツキ
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９７号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街１棟207号
債務者　久野　　恵
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４６号
名古屋市中川区愛知町46番17号　ファミリアーレこがね401号
債務者　永井　正志
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８７４号
名古屋市港区高木町４丁目17番地　レジデンス光和Ⅱ　101号
債務者　中元　幸徳
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９号
滋賀県湖南市菩提寺1587番地１、前住所滋賀県湖南市石部中央４丁目２番23号
債務者　園　　史
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３号
大津市南郷１丁目11番13号サンライズシティー201号、前住所大津市大石中５丁目22番12号
債務者　中井　映子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３号
大津市秋葉台３番10号
債務者　松山満里子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１４号
大津市茶戸町15番14号、前住所京都市南区上鳥羽八王神町23番地ワーカーハイツ鳥羽103
債務者　森　幸治郎
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４４号
滋賀県甲賀市信楽町神山2055番地２
債務者　山田　浩美
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７３号
滋賀県湖南市岩根499―105　株式会社建研甲賀社宅301号、住民票上の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林271番地１　コーポ・サングリーンＤ―102号
債務者　米田　　武
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８６号
草津市上笠３丁目26番34号　カワイハイツ202号
債務者　佐藤　伸一
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１１号
滋賀県栗東市荒張996番地192
債務者　三谷　徳子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部